2　前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

一　第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類

二　他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

（国定公園事業に関する規定の準用）

第九条　第一条、第二条及び第八条の規定は、法第十六条第二項の同意及び同条第三項の認可について、第三条から第五条まで、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定は法第十六条第二項の同意を得た者について、第三条から第七条までの規定は法第十六条第三項の認可を受けた者について準用する。この場合において、第一条、第二条、第四条、第六条及び第七条中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第二条第三項中「公共団体」とあるのは「都道府県以外の公共団体」と、第五条及び第六条中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第十条の見出し中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同条第一項中「第十三条第二項、第十四条第三項又は第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十条第二項第一号中「五万分の一」を「二万五千分の一」に改める。

第十一条の見出し中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同条第一項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に、「第二十条第六号イ(4)」に、「第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十四条第四項」を「第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項」に改め、同項第二号イ中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同条第二項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に、「昭和五十年四月一日」を「その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十年四月一日」に、「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、「第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の規定（以下「法第十三条第三項等の規定」という。）」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定（以下「法第十三条第三項等の規定」という。）」に改め、同条第三項及び第四項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同条第五項中「第十三条第三項第一号、第十四条第四項第一号及び第二十四条第四項第一号」を「第二十条第四項第一号、第二十一条第四項第一号及び第二十二条第四項第一号」に、「第十三条第六項、第十四条第六項若しくは第二十四条第六項の規定（以下「法第十三条第六項等の規定」という。）」を「第二十条第六項、第二十一条第六項若しくは第二十二条第六項の規定」に改め、同条第六項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同条第七項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同項第一号ハ中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同条第八項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同条第九項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同項第七号ロ中「第十三条第三項等」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同条第十三項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同条第十四項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に、「次のいずれか」を「次のとおり」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

第十一条第十三項第二号ホをヘとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

第十一条第三十四項中「第十三条第三項各号、第十四条第三項各号及び第二十四条第三項各号」を「第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号及び第二十二条第三項各号」に改め、同項第三号中「第十三条第三項等」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中「第二十四条第三項第四号」を「第二十二条第三項第四号」に、「第二十一項第三号及び第二十三項第一号」を「第二十一項第三号及び第二十四項第一号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中「第二十四条第三項第二号」を「第二十二条第三項第二号」に改め、同項第一号中「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「第十四条第三項第四号から第六号まで及び第十号並びに第二十二条第三項第五号及び第七号」を「第二十一条第三項第四号から第六号まで及び第九号並びに第二十四条第三項第五号」に、「第十四条第四項及び第二十四条第四項」を「第二十一条第四項及び第二十二条第四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「第十三条第三項第十三号及び第十四号」を「第二十条第三項第十六号及び第十七号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「第十三条第三項第十五号」を「第二十一条第三項第十五号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「第十三条第三項第十六号」を「第二十一条第三項第十七号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「第十三条第三項第十七号」を「第二十一条第三項第十八号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「第十三条第三項第十八号」を「第二十一条第三項第十九号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第十三条第三項第十九号」を「第二十一条第三項第二十号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第十三条第三項第二十号」を「第二十一条第三項第二十一号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第十三条第三項第二十一号」を「第二十一条第三項第二十二号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第十三条第三項第二十二号」を「第二十一条第三項第二十三号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第十三条第三項第二十三号」を「第二十一条第三項第二十四号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第十三条第三項第二十四号」を「第二十一条第三項第二十五号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第十三条第三項第二十五号」を「第二十一条第三項第二十六号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第十三条第三項第二十六号」を「第二十一条第三項第二十七号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第十三条第三項第二十七号」を「第二十一条第三項第二十八号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第一項とし、同条の次に次の二項を加える。